

マル得ニュース緊急号外版 KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

マイカー・自転車通勤の通勤手当の非課税限度額の引き上げ

平成 26 年 10 月 20 日より施行

マイカーや自転車などの交通用具を用いて通勤するサラリーマンへの通勤手当について、所得税の非課税限度額が改正されました。

区分	課税されない金額	
	改正前	改正後
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の通勤距離	
	2km未満	全額課税
	2km以上 10km未満	4, 100円
	10km以上15km未満	6, 500円
	15km以上25km未満	11, 300円
	25km以上35km未満	16, 100円
	35km以上45km未満	20, 900円
	45km以上55km未満	24, 500円
	55km以上	31, 600円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)	同左

平成 26 年 4 月 1 日以後から適用

この改正は経過措置として 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

※ ① 26 年 3 月 31 日以前に支払われた通勤手当

② 26 年 3 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で 4 月 1 日以後に支払われるもの

③ ①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの)

※ 左記に掲げる通勤手当については、改正前の限度額が適用になります。

10 月 19 日まで給与所得として源泉徴収されたものは、源泉徴収の計算をやり直しません。

10 月 20 日からは改正後を適用しつつ、年末調整で 4 月 1 日～10 月 19 日分に関して非課税の再計算を行い、精算することとなります。退職者で、年末調整する機会がなければ確定申告での精算となります。退職者でこの改正により納めすぎとなる場合は、源泉徴収票交付の際「支払金額」欄は改正後になるように記載します。既に源泉徴収票の交付を行っているときは、「支払金額」欄を改正後に訂正し、「摘要」欄に“再交付”と表示した上で源泉徴収票を再交付します。

なお、賃金規定などで通勤手当＝非課税限度額としていた場合で、10 月 20 日以降に 4 月分まで差額を遡り支給された場合は、改正後を適用することとなります。